

## 田辺市新庁舎整備基本計画策定業務指名型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、田辺市新庁舎整備基本計画策定業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、本市の地域特性等を十分に考慮した上で「田辺市にふさわしい庁舎の考え方」、また、市民にとってよりよい庁舎にするための「市民参画と合意形成手法等」の企画提案を募集し、優れた発想力や豊富な経験を有する者を受託候補者として特定することを目的とし、指名型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定めるものです。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

平成 29 年度庁舎整備委託第 1 号 田辺市新庁舎整備基本計画策定業務

#### (2) 業務内容

「田辺市新庁舎整備基本計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとし、ただし、契約時において、受託者の提案内容により一部を変更する場合があります。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から平成 30 年 9 月 30 日まで

#### (4) 委託料上限額

14,990,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（平成 30 年度までの継続事業とし、平成 29 年度の委託料上限額は 2,999,160 円とする。）

#### (5) 担当

田辺市総務部総務課新庁舎整備室 那須、原

住所：〒646-8545 田辺市新屋敷町 1 番地

電話：0739-34-3336（直通）

FAX：0739-22-5310（代表）

E-mail：chosha-seibi@city.tanabe.lg.jp

### 3 実施スケジュール

- ・ 質問受付期日 平成 29 年 10 月 16 日（月）
- ・ 質問への回答 平成 29 年 10 月 18 日（水）予定
- ・ 第 1 次審査（書類審査）
  - 書類提出期日 平成 29 年 10 月 20 日（金）
  - 第 1 次審査結果通知 平成 29 年 10 月 27 日（金）予定
- ・ 第 2 次審査（企画提案審査）
  - 企画提案書等提出期日 平成 29 年 11 月 15 日（水）
  - 企画提案審査 平成 29 年 11 月 21 日（火）
  - 第 2 次審査結果通知 平成 29 年 11 月下旬予定
- ・ 業務委託契約締結 平成 29 年 12 月上旬予定

※ 本プロポーザルは2段階審査方式で、第1次審査の採点結果上位8社程度を選定し、第2次審査の結果、第1受託候補者・第2受託候補者を特定します。

なお、提出者が1社の場合でも審査を実施し、審査基準を満たすと認められる場合は、当該提案者を受託候補者として選定します。

#### 4 質問の受付

##### (1) 受付期間

平成29年10月10日(火)午前8時30分から10月16日(月)正午まで

##### (2) 提出先

E-mail: chosha-seibi@city.tanabe.lg.jp

##### (3) 質問書の提出

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式第5号)により、上記メールアドレスへ電子メールで提出してください。件名は「【質問】基本計画策定業務」としてください。電子メール以外(電話等)での質問は受け付けられません。

なお、質問書提出後、電話による受信確認を行ってください。

※ 受信確認は、上記期間内の平日の午前8時30分から午後5時15分(最終日は正午)まで(正午から午後1時までを除く。)

##### (4) 回答

回答は、平成29年10月18日(水)をめぐりに、指名した全社へ電子メールで送信しますので、受信確認後、電話にて受信した旨ご連絡ください。

#### 5 第1次審査(書類審査)について

##### (1) 提出期間

平成29年10月17日(火)午前8時30分から10月20日(金)午後5時15分まで

持参の場合は、上記期間内の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)とします。

郵送の場合は、10月20日(金)必着とし、書留等送達過程が記録されるものに限りま

##### (2) 提出先

**2業務概要**の(5)担当まで提出してください。

##### (3) 提出方法

下記(4)の提出書類を、持参又は郵送により提出してください。

##### (4) 提出書類

次に掲げる書類を各1部提出してください。

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 会社概要書(様式第2号)

ウ 業務実績書(様式第3号)

- ・ 過去10年間(H19.4.1~H29.8.31)に完了した市役所本庁舎(延床面積7,000㎡以上)の新築に係る基本計画、基本設計又は実施設計に関する業務(以下「同種業務」という。)について受託者(元請)としての実績を記載してください。

- ・ 過去 10 年間（H19. 4. 1～H29. 8. 31）に実施したもので、同種業務に限らず市民を対象としたワークショップの実績を有している場合は、その業務名を記載してください。

※ 添付書類 業務実績が確認できる契約書又はテクリスの写し

エ 配置予定者調書（様式第 4 号）

- ・ 管理（主任）技術者、照査技術者及び主たる担当技術者は建築士法に基づく一級建築士の資格を有すること。
- ・ 管理（主任）技術者又は主たる担当技術者が、過去 10 年間に完了した同種業務について、管理（主任）技術者又は主たる担当技術者として従事した実績を有すること。
- ・ 管理（主任）技術者又は主たる担当技術者の実績記載欄には、過去 10 年間に完了した同種業務又は市役所本庁舎以外で国や地方公共団体の行政庁舎施設の計画策定や設計等に関する業務（以下「類似業務」という。）の実績があれば記載をしてください。
- ・ 管理（主任）技術者、照査技術者、主たる担当技術者は、必ず配置することとし、担当技術者は主たる担当技術者を含め 8 人までとする。

※ 添付書類 雇用関係が確認できるものの写し、保有資格を証する写し、業務実績が確認できるものの写し

(5) 第 1 次審査（書類審査）について

参加申込書の提出者について、提出書類の「業務実績書」「配置予定者調書」に基づき、**7 審査基準**により審査をし、採点結果上位 8 社程度を選定します。

(6) 選定結果

第 1 次審査結果の通知は 10 月 27 日（金）に発送する予定です。

## 6 第 2 次審査（企画提案審査）について

(1) 提出期間

平成 29 年 10 月 30 日（月）から平成 29 年 11 月 15 日（水）午後 5 時 15 分まで（必着）  
持参の場合は、上記期間内の平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）とします。

郵送の場合は、11 月 15 日（水）必着とし、書留等送達過程が記録されるものに限りま

(2) 提出先

**2 業務概要**の(5)担当まで提出してください。

(3) 提出方法

下記(4)の提出書類を、持参又は郵送により提出してください。

(4) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式第 6 号） 1 部

イ 企画提案書（任意様式） 10 部

A 4 横片面、長辺をホッチキスで綴じてください。

下記の事項について、簡潔にまとめてください。枚数に制限はありません。

- ・ 表紙 （業務名と商号又は名称を記載してください。）
- ・ 実績 PR ①会社として庁舎整備に携わってきた中で、工夫した点や苦労した点  
②管理（主任）技術者、主たる担当技術者の実績の中で、PR できる事

③同種業務・類似業務に限らず実施した市民ワークショップの実績や実施に向けた考え方

- ・実施方針（業務遂行に当たっての考え方等）
- ・実施体制
- ・業務工程
- ・企画提案 テーマ1 田辺市にふさわしい庁舎の考え方  
                  テーマ2 市民参画と合意形成手法について

※ 記載にあたり、概念図や出典の明示できる図表、既往成果を用いることは支障ありませんが、本提案のためのパース図や詳細図面を用いることは認めません。

ウ 見積書（A4任意様式） 1部

本業務の実施に要する全ての経費に係る見積書を記名押印の上、作成してください。また、業務ごとの内訳明細書についても添付してください。なお、見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とします。

(5) 企画提案審査について

提出された企画提案書を基に、説明を行ってください。なお、プレゼンテーションソフト等の使用は認めません。

ア 実施日

平成29年11月21日（火）

※時間、実施場所等詳細については、提案者に別途連絡します。

イ 所要時間

企画提案の時間は、30分程度（提案者からの説明20分、質疑応答10分。準備時間は除く。）とします。ただし、提案者の数により時間を変更する場合があります。

ウ 出席者

提案者1社につき4人以内とし、本業務の管理（主任）技術者又は主たる担当技術者のいずれかは出席し、説明を行ってください。

なお、出席者については、企画提案提出書（様式第6号）に記載してください。変更の際は、事前にご連絡ください。

エ その他

当日、資料の差替えや追加資料の提出は認められません。

また、企画提案審査は、非公開とします。

(6) 選定方法

提出された書類及び企画提案審査に基づき、本市の職員で構成する「田辺市新庁舎整備基本計画策定業務等受託候補者選定審査委員会」（以下「委員会」という。）において、**7審査基準**により審査し、最も高い評価となった提案者を第1受託候補者として選定し、次点となった提案者を第2受託候補者とします。

なお、委員会は、非公開とします。

(7) 選定結果

第2次審査選定結果については、11月下旬に通知を送付する予定です。

## 7 審査基準

受託候補者の決定に当たっては、第1次審査と第2次審査の合計点で評価します。

なお、合計点が同点の場合は、第2次審査の得点が高い者を優先します。

配点は以下のとおりです。

### 第1次審査（書類審査） 40点

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| ア 会社実績（基本計画策定・設計業務、市民ワークショップ実績）  | 14点 |
| イ 配置予定技術者の経験年数、同種業務・類似業務の実績、保有資格 | 26点 |

### 第2次審査（企画提案審査） 105点

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| ウ 実績（会社）                      | 10点 |
| エ 実績（技術者）                     | 10点 |
| オ 実績（市民ワークショップ）               | 10点 |
| カ 実施方針（仕様書の理解・意欲・実施体制・工程の妥当性） | 20点 |
| キ 提案内容 テーマ1                   | 20点 |
| ク 提案内容 テーマ2                   | 20点 |
| ケ 見積額                         | 15点 |

## 8 契約

### (1) 受託者の決定

第1受託候補者と仕様等詳細について確認の上、受託者として決定します。ただし、第1受託候補者との協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行った上で受託者を決定することができるものとします。

### (2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を揃え、本市と協議の上、速やかに契約手続を進めるものとします。

## 9 失格事項

提案参加者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は、失格とします。

- (1) 書類の提出期限に遅延した場合
- (2) 本要領を順守しない場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出された見積書が委託料上限額を超過している場合
- (6) 企画提案審査を欠席した場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

## 10 辞退

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、平成29年10月20日（金）までに、持参又は郵

送により、辞退理由を記した参加辞退届（任意様式）を提出してください。

## 11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された関係書類等は、返却しません。
- (3) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとします。ただし、本市が受託候補者の選定に必要と認める場合は無償で使用することができるものとします。
- (4) 提出書類は、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製することができるものとします。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、田辺市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (6) 審査結果については、本プロポーザルへの参加者数と、受託者については、商号又は名称、採点結果を公表します。
- (7) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとします。
- (8) 本プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本としつつも、当該内容を確約するものではありません。
- (9) 各様式の電子データについては、10月11日(水)をめぐりに下記ホームページアドレスへの掲載を予定しておりますので、ご確認いただけますようお願いいたします。  
<http://www.city.tanabe.lg.jp/choshaseibi/index.html>
- (10) 本業務の受託者となった場合でも、今後予定している庁舎整備に関する設計業務の入札等への参加を制限するものではありません。